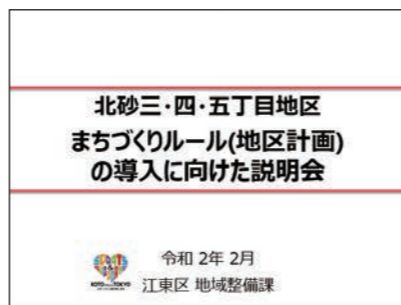


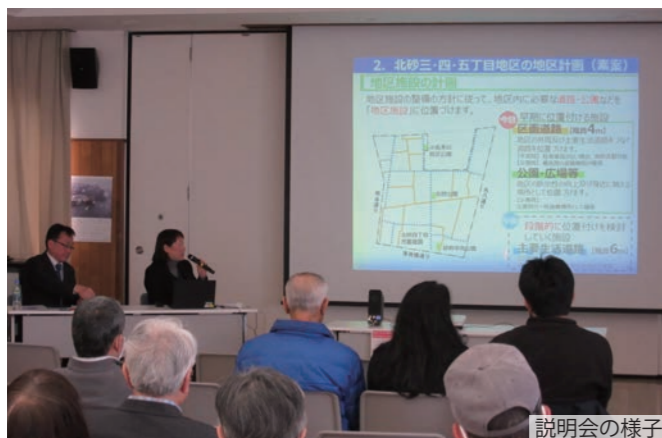
第3回まちづくりルール（地区計画）の導入に向けた説明会

第3回まちづくりルールの導入に向けたアンケートの内容について詳しくご説明するため、下記の会場にて説明会を4回にわけて行い、計37名の方にご参加いただきました。

今回の説明会で使用した動画は、区のホームページからご覧いただけます。



説明会の実施概要			
開催日時		場所	参加人数
2月6日(木)	①19:00~20:00	砂町区民館 3階タウンホール	6名
2月8日(土)	②10:00~11:00		4名
	③13:00~14:00		13名
2月9日(日)	④10:00~11:00	14名	



説明会の様子



説明会の様子

説明会でいただいたご意見について

説明会当日に地区の皆様から頂いたご意見は下記のとおりです。すべてのご意見の内容と区の回答は、区のホームページに掲載しています。

地区計画について	…11件	水害について	…1件
まちづくりの進め方について	…15件	建替について	…1件
道路の拡幅について	…9件	その他	…2件
商店街について	…2件		

このお知らせに関する問い合わせ先



江東区都市整備部地域整備課 不燃化推進係

〒135-8383 江東区東陽四丁目11番28号

E-mail: tiikiseibi@city.koto.lg.jp / TEL: 03-3647-9491 (直通) / FAX: 03-3647-9009

～ 江東区は、東京都と連携して「不燃化特区推進事業」に取り組んでいます。～



江東区からのお知らせ

第9号

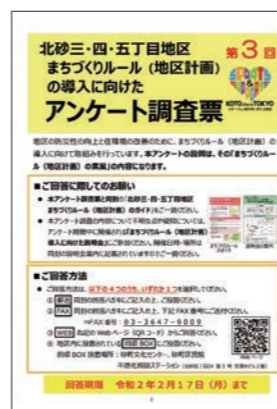
令和2年6月 発行：江東区都市整備部地域整備課

第3回北砂三・四・五丁目地区まちづくりルール（地区計画）の導入に向けたアンケートおよび説明会を行いました。

過去2回のアンケート調査結果や説明会でいただいたご意見を踏まえ、早期に導入すべきルールとして定めた「まちづくりルール（地区計画）の素案」について、アンケートおよび説明会を実施しました。アンケートへのご協力および説明会へご参加いただきましてありがとうございました。

第3回まちづくりルール(地区計画)の導入に向けたアンケート結果

第3回アンケートの実施概要							
実施期間	令和2年2月3日～令和2年2月17日						
対象区域	北砂三丁目の一部・四丁目・五丁目の一部						
配布先	対象区域内に住所をお持ちの方および対象区域外在住の地権者・建物所有者						
回収状況	回収率 約 10.2% (配布数 7,258部、回収数740部)						
	● 回答方法別回収数 ※回答ハガキ有効期間内の集計数						
	ハガキ	FAX	WEB	説明会持参			
	668部	0部	58部	14部			
	● 年代別回収率						
	30代以下	40代	50代	60代	70代	80代以上	無回答
	10.5%	12.8%	12.2%	23.8%	24.9%	15.0%	0.8%



アンケート調査票



まちづくりルールのガイド

今回のアンケートでお配りした調査票、まちづくりルールのガイド、説明会でいただいたご意見、説明会で使用した動画については、区のホームページからご覧いただけます。

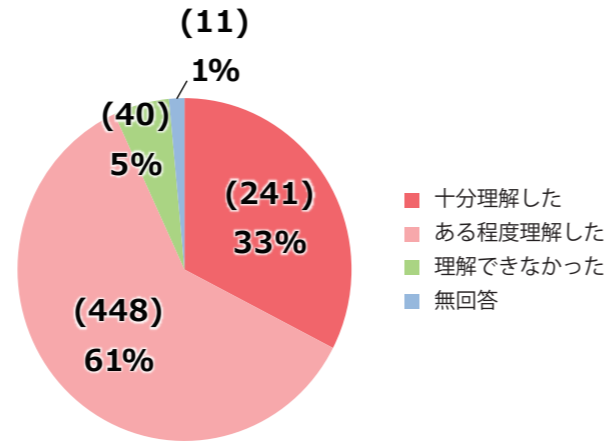


江東区 不燃化特区 まちづくりルール 検索 🔍

今回のアンケートでは、はじめに地区のみなさんのまちづくりルールに対する理解度を確認しました。

【設問1】

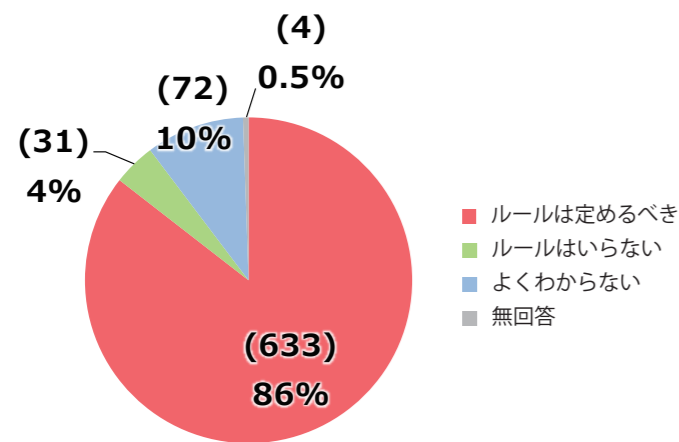
同封の「北砂三・四・五丁目地区まちづくりルール（地区計画）のガイド」をご覧ください、内容についてご理解いただけましたか。



【設問2】

建築物等の用途の制限（地区全体）

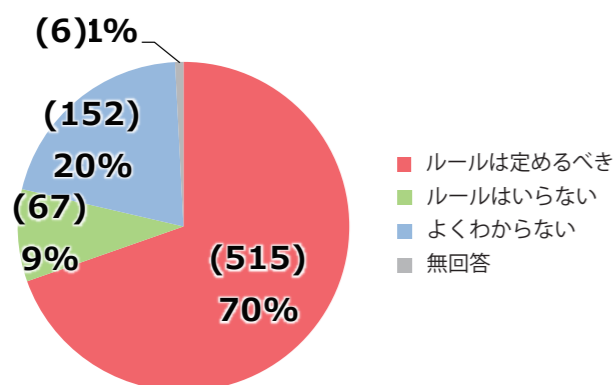
地区全体において、性風俗関連特殊営業における「店舗型性風俗特殊営業」を営む物を建築できないこととします。



【設問4】

建築物の敷地面積の最低限度（地区全体）

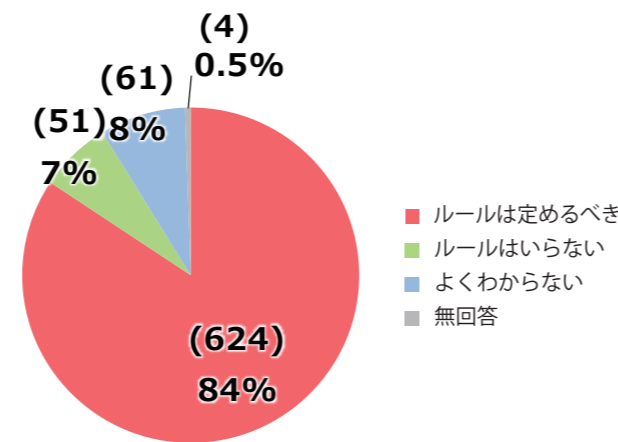
地区全体において、建築物の敷地面積の最低限度を60㎡以上に定めます。



【設問3】

建築物等の用途の制限（複合住宅地区）

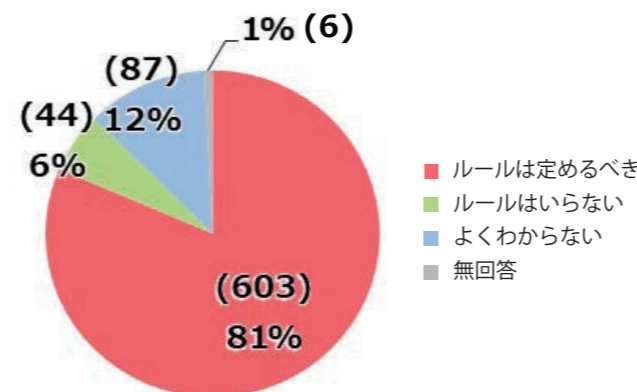
複合住宅地区において、マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場等を建築できないこととします。



【設問5】

垣又はさくの構造の制限（地区全体）

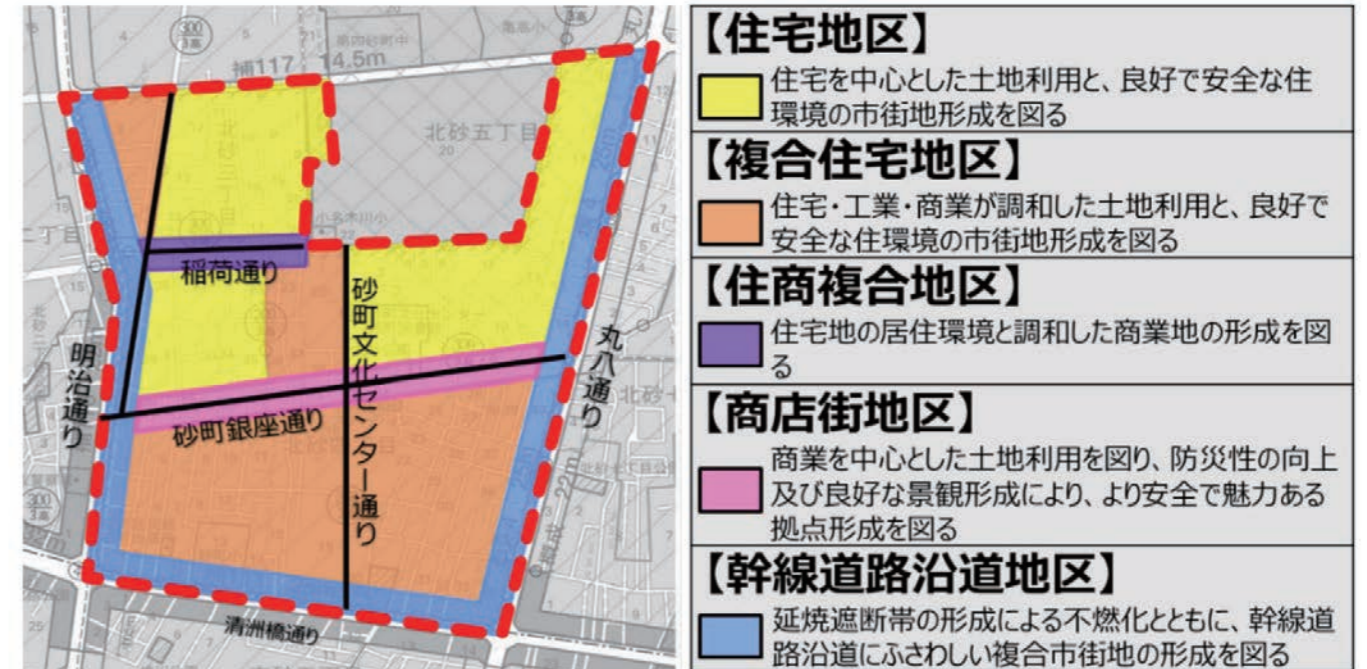
地区全体において、道路に面して設ける垣又はさくの構造は、原則として、生け垣やフェンスなどにすることを定めます。



地区計画は、**目標と方針**+**地区整備計画**で構成されます。

■ 土地利用の方針

地区内の特性を活かした土地利用を誘導するため、5つに区分した土地利用の方針を定めます。



■ 地区施設の計画

地区内に必要な道路・公園などを「地区施設」に位置付けます。



今回 早期に位置付ける施設

区画道路 【幅員 4 m】

地区の外周及び主要生活道路をつなぐ道路を位置付ける。
【平常時】 駐車車両がない場合、消防活動可能
【災害時】 最低限の避難機能の確保

公園・広場等

地区の防災性の向上及び身近に憩える場所として位置付ける。
【災害時】 災害時の一時避難場所として確保

今後

段階的に位置付けを検討していく施設

主要生活道路 (構想線) 【幅員 6 m】

【災害時・平常時】 消防活動、避難及び延焼遮断帯機能を確保

※詳しくは「まちづくりルールのガイド」の中面をご覧ください「まちづくりルールのガイド」は区のホームページからご覧いただけます (p.1下段参照)